

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第209号)

平成14年6月5日

横情審答申第209号

平成14年6月5日

横浜市交通事業管理者 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条  
第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年6月20日交計第35号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「『慶応義塾との会議の議事（議題）・討議内容，結論について知ることのできる文書（平成12年度交計第45号を除く）』のうち平成12年7月7日の会議に関する議事録」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「『慶応義塾との会議の議事（議題）・討議内容，結論について知ることのできる文書（平成12年度交計第45号を除く）』のうち平成12年7月7日の会議に関する議事録」を非開示とした決定は，妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，「『慶応義塾との会議の議事（議題）・討議内容，結論について知ることのできる文書（平成12年度交計第45号を除く）』のうち平成12年7月7日の会議に関する議事録」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し，横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が，平成12年12月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は，横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって，その理由は，次のように要約される。

交通局では，会議の議事（議題）・討議内容，結論等を記載した文書の作成についての義務規程はなく，これらは必要に応じて作成されることとしており平成12年7月7日の慶応義塾との会議における議事（議題）・討議内容，結論について知ることのできる文書は作成していない。

したがって，開示請求に係る行政文書は不作成で不存在なため，非開示とした。

## 4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書，意見書及び意見陳述において主張している非開示決定に対する意見は，次のように要約される。

- (1) 実施機関は，慶応義塾との協議については，議事録を作成することにしており，この会議のみ議事録又はメモを作成しなかったというのは不可解であり，文書不作成は虚偽の説明と考えざるを得ない
- (2) この会合の市側の参加者は，局長，部長である。課長や担当係長は参加していなくて幹部が出席しているのであるから，他の協議よりも重要な案件を検討したと推認される。しかも1人1万2千円の飲食費を伴う会議である。課長以下の部下には議事録

を作らせておきながら，自らは作成しないということはありません。かつ，公金を4万8千円費消しているのだから当然報告の義務がある。

- (3) なぜ，局長などに関しては，自らが主催した会議について報告義務が生じないのか，実施機関の説明はただ作成しなかったとあるだけで，その理由は説明されていない。

## 5 審査会の判断

### (1) 慶応義塾との会議について

当審査会が確認したところ，実施機関は，平成12年度交計第45号の執行伺により，市営地下鉄4号線整備に関して日吉駅慶応大学側出入口協議を行うために，慶応義塾との会議を開催すること及びこれに係る経費を支出することの決裁を経た後，平成12年7月7日に同会議を行ったことが認められる。

### (2) 本件申立文書について

申立人が本件請求において開示を求めている本件申立文書は，実施機関が，市営地下鉄4号線整備に関して慶応義塾と行った会議の議事（議題）・討議内容，結論について知ることのできる文書のうち，上記5（1）の平成12年7月7日の会議（以下「本件会議」という。）の議事録であると考えられる。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は，会議の議事（議題）・討議内容，結論等を記載した文書の作成についての義務規程はなく，これらは必要に応じて作成することとしており，本件会議における議事（議題）・討議内容，結論について知ることのできる文書は作成していないとしている。

そこで，当審査会では，実施機関の当該理由に基づく本件処分について審議するため，平成14年2月22日に実施機関から事情聴取を行った。

イ それによると，実施機関は，外部の者との会議を行った際に，会議の議事（議題）・討議内容，結論等を記載した文書を作成することを義務付けた規程はなく，専決権者等の上司への報告を必要とする場合等個別の事情に応じて作成することとしているが，本件会議については，報告を受ける立場の局部長が出席しており，当該会議の議事（議題）・討議内容，結論等を記載した文書を作成する必要がないため，作成しなかったとしている。

ウ 当審査会としては，市営地下鉄4号線日吉駅の出入口について慶応義塾との協議を行うための会議に関し，実施機関が会議録を作成しないことについては，疑問を感じざるを得ないが，事実として，当該議事録が存在しているとの確証を得ること

はできなかった。

#### (4) 結 論

以上のとおり，実施機関が本件請求に係る本件申立文書は存在しないとして，条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は，妥当である。

なお，当審査会としては，当該会議の記録を文書として作成し，保存しておく意味は，専決権者等上司への報告のみを目的とするものではなく，条例第1条に規定する市政に関し市民に説明する責務を全うすることができるようにするためにあるものと考えられる。

したがって，本件会議のように，市営地下鉄4号線整備に関して慶応義塾と協議を行ったような場合には，少なくとも，当該会議の開催日時，場所，出席者，議事及び結論等の結果記録を残すことが相当であると考えられる。

#### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年6月20日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年6月22日 (第248回審査会)	・諮問の報告
平成14年2月8日 (第263回審査会)	・審議
平成14年2月22日 (第264回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年3月8日 (第265回審査会)	・異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・審議
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・審議
平成14年4月12日 (第267回審査会)	・審議
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・審議
平成14年5月10日 (第269回審査会)	・審議